

議案第10号

日野町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の
一部改正について

日野町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例を別紙のとおり改正する。

平成27年3月3日提出

日野町長 景山 享弘

日野町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

- ・鳥取県西部地区特別職報酬等審議会の答申等により町長及び副町長、教育長の給料・報酬を改定する。
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され教育長が特別職となることによりその給与及び旅費について常勤の特別職と一本化する。

2 改正内容

- ・特別職の定義に教育長を加える（第1条）
- ・期末手当の算定に用いる率の100分の122.5及び100分の137.5を100分の155に改める。（第4条）
- ・給与月額を改める。教育長を加える。（別表第1）
 - 町長 月額790,000円から810,000円
 - 副町長 月額632,000円から648,000円
 - 教育長 月額565,000円から579,000円
- ・内国旅費に教育長の内容を加える。（別表第2）

3 附則規定

（施行期日）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

旧制度の教育長は、教育委員の委員としての任期中について従前の例によるものとする。
※旧制度の教育長は「日野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する等の条例」にて対応。

日野町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日野町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(平成19年日野町条例第2号)を次のように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)の給与及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 教育長</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」及び「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td> <td style="text-align: right;">810,000円</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td style="text-align: right;">648,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">579,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第5条関係)</p>	区分	月額	町長	810,000円	副町長	648,000円	教育長	579,000円	略		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)の給与及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td> <td style="text-align: right;">790,000円</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td style="text-align: right;">632,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第5条関係)</p>	区分	月額	町長	790,000円	副町長	632,000円	略	
区分	月額																		
町長	810,000円																		
副町長	648,000円																		
教育長	579,000円																		
略																			
区分	月額																		
町長	790,000円																		
副町長	632,000円																		
略																			

内国旅行の旅費

1 車賃、日当、宿泊料及び食卓料

区分	車賃 (一キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			県内	県外	
略					
副町長	25 円	2,600 円	11,800 円	13,100 円	2,600 円
教育長	25 円	2,600 円	11,800 円	13,100 円	2,600 円
略					

2 略

内国旅行の旅費

1 車賃、日当、宿泊料及び食卓料

区分	車賃 (一キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			県内	県外	
略					
副町長	25 円	2,600 円	11,800 円	13,100 円	2,600 円
略					

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に在職する教育長は、その教育委員の委員としての任期中に限り、なお従前の例による。